

- 2 挨拶 (C I E ヤイデーカウ)
- 3 委員紹介
- 4 議事

(1) 委員長及び副委員長の選舉

(2) 今後の運営方針についての協議

- A 教育課程について
- B 幼児指導要録について

官廳公示連絡事項

私立學校法公布さる

昭和二十四年十二月十五日法律第二百七十號で私立學校法が公布され、公布の日から三ヶ月後から施行されることになった。

この法律は私立學校の自主性を重んじると共に、その公共性を高めることによつて私立學校の健全な發達を企圖したもので學校教育法第一條に規定する學校のうちの私立學校と同法第八十三條第一項に規定する各種學校のうちの私立がその適用を受けるものである。

この法律は、本文五章六十七條と附則二十一項とからなりその第一章ではこの法律の目的、所轄廳によつて、第二章で

は所轄廳の權限、都道府縣知事の事務、私立學校審議會について、第三章では學校法人について、第四章では私立各種學校、學校法人についての類似の名稱の使用禁止について、第五章では罰則について規定している。

幼稚園については、設置者が今後も學校法人でなくともよいこと。

その設置廢止及び設置者の變更は所轄廳(私立大學に附屬している幼稚園については文部大臣、その他の幼稚園と幼稚園を設置する學校法人については都道府縣知事)の權限に屬すること、免許狀に關する事務は都道府縣知事が行うこと、私立學校審議會の委員となること等が出来ること等は關係深い點である。

教育用關係用品の

物品税減免について

昭和二十五年一月九日文施學第一〇號で別記のように文部省管理局から、各都道府縣知事及び各都道府縣教育委員會へ物品税の減税又は免税についての通達がでた。

この通達は、物品税法及び物品税法施行規則の 部改正に基づくものでこの改正により幼稚園においては、運動具、ピアノ、オルガン、蓄音機、同レコードが免税物品としての指定を受けたがこの外教育用品について大幅に非課税物品とな

つたもの、税率の低減されたもの、免税點の引上げられたものがあることは（別記の表参照）非常に喜ばしいことである。

文施學第一〇號

昭和二五年一月九日

文部省管理局長

各都道府縣知事
教育委員會 殿

教育用關係用品の物品減免について

物品税法一部改正に伴う教育關係用品の物品税減免一覽

1 非課税物品に指定された主な教育用品

品 種	分 類	税 率
(1) 計 算 器	丁 類	三〇%
(2) タイプライター同部分品 及附屬品	〃	〃
(3) 騰寫器及同附屬品	〃	〃
(4) 傘	〃	〃

現下教育豫算の窮迫している折から、教育關係用品に課せられた物品税を減免することは、教育管理上著しい効果をもたらすものと思われるので、従前しばしば大藏省と接衝を續けていたところ今次の税法改革を機會に大幅にとり入れられ、昨年12月27日付法律第二八六號物品税法の一部を改正する法律、同日付政令物品税法施行規則の一部を改正する政令として公布されたが、その要約は別紙の通りであるから貴管下學校長あて周知せられ、改正の趣旨徹底並にその利用方に遺憾ないよう取計われたい。

追つて詳細な解説については、關係先とも協議した上で近くのうちに通達するから豫め御諒詳願いたい。

種 類 法

施行規則で指定された品目

- イ、タイプライター（但し電信用のものを除く）
- ロ、タイプライター同部分品及附屬品、原稿臺、寫眞、カパー、リボン、
- パット、活字、活字貯藏箱及複式金額タイプライター用印番動輪
- イ、騰寫器
- ロ、騰寫器附屬品
- カパー、スクリン、インキ布、ローラー、ローラー把手、インキ
- 鐵板、鑪（秤を附したるものを含む）及鑪秤
- ハ、洋傘（ビーチパラソルを含む）但し價格一個につき五百九十圓に満たざるものを除く
- ニ、其の他の傘、但し價格一個につき百三十五圓に満たざるものを除く

二〇% 寫眞機映寫機 乙類 六〇乙類 八〇

蓋音機 乙類

萬年筆、シヤープペンシル 乙類 一〇丁類 三〇

一〇% 運動具 戊類 二〇丁類 三〇

マイク、ロホン、擴音機、擴音器 乙類

品並、アイロン、ミシン及同部分及裁縫機 乙類 一〇丁類 二〇

3 免稅點の引上又は新設された教育用品

著音機（ラジオ聴取装置を附したるもの及びレコードプレーヤを含む）

萬年筆、萬年筆用ペン先、萬年筆軸、シヤープペンシル、萬年筆入及シース

イ、ボール（歐式野球用及歐式庭球用のゴムボールを除く）チュ

イ、ボール、外皮、バツク及シヤトルコツク

ロ、ネット、ネット長具、ネット締金具及びセントリストラツ

ハ、ベイス、グロート、ミツト、マスケ、胸當、腰當、甲當、脇

當、圓盤、砲丸、槍、鐵槌及フエンシツケ用劍

ニ、バツト、ラケツト、ラケツトプレス、ラケツトフレーム、カ

ツト及ホツケケ用又はルツキゴルフ用スケツク

ホ、卓球及卓球支柱

ハ、浮輪、スキー、スキープレス、スキーエンジ、スキーストツ

ク、弓矢、的、フープ及びエキスパンダー

ト、登山用のテント、スリーブングバツク、ピツケル、コツヘル

チ、アイゼン及びランタン

リ、野球、庭球、ホツケケ、其の他球技用、陸上競技用、拳闘用、

レスリング用、重量拳用、馬術用、スキー用、スケート用及

登山用の皮革製運動靴

イ、ミシン（工業用ミシンを除く）
ロ、ミシン部分品、頭部、脚部及臺
ハ、電氣又は瓦斯を熱源とするアイロン及裁縫用鐵
イ、紙、但し價格一貫につき三百五十圓に満たざる臘紙、手漉和紙を除く

靴・リュウクサツク 一個 免稅點 一、〇〇〇円

舊法の免稅點 三五〇円

人形玩具	又は一組	個	八〇	一〇
インキ入及インクスタンド	個	一	二〇〇	二〇〇
帽子	個	一	二〇〇	二〇〇
糊類、机及卓子類並寢臺	個	一	二〇〇	一、五〇〇
椅子腰掛類(診療理髮椅子を除く)	個	一	二〇〇	一、五〇〇
電球	個	一	六〇W	四〇W
萬年筆	個	一	一〇〇	一
シャーペンシル	個	一	五〇	一

4 特殊用途免稅物品の指定を受けた教育用品(側線の品目は新に指定されたもの)

(1)

幼 稚 園 學 校 の 種 類

運動具、ピアノ、オルガン、蓄音器及同レコード、

椅子及腰掛、運動具、寫眞機、映寫機、寫眞用フィルム、蓄音機、蓄音器用レコード、ピアノ、オルガン、アコデイオン、ハルモニカ、ヴァイオリン、オルゴン、セロ、コントラバス、フリユット、ピツコロ、クヰリネット、コルネット、トランペット、サクソフオン、木琴、鐵琴、箏三絃、ドラム類、タンボリン、シンバル、カスターネット、トライアングル、絃樂器用の絃弓及撥、

小 學 校、中 學 校

運動具、寫眞機、映寫機、寫眞用フィルム、蓄音機、蓄音器用レコード、ピアノ、オルガン、アコデイオン、ハルモニカ、ヴァイオリン、オルゴン、セロ、コントラバス、マンドリオン、ギター、フリユット、ピツコロ、クヰリネット、コルネット、トランペット、ピツコロ、ヴァイオリン、アルト、バリトロン、チェンバ、サクソフオン、木琴、鐵琴、箏三絃、ドラム類、タンボリン、シンバル、カスターネット、トライアングル、絃樂器用の絃弓及撥、

椅子及腰掛、運動具、寫眞機、映寫機、寫眞用フィルム、蓄音機、蓄音器用レコード、ピアノ、オルゴン、アコデイオン、ハルモニカ、ヴァイオリン、オルゴン、セロ、コントラバス、フリユット、ピツコロ、クヰリネット、コルネット、トランペット、サクソフオン、木琴、鐵琴、箏三絃、ドラム類、タンボリン、シンバル、カスターネット、トライアングル、絃樂器用の絃弓及撥、

高 等 學 校、專 門 學 校、養 護 學 校

小、中學校に指定された物品に同じ

大 學

運動具、及小中高等學校に指定された樂器、但し教員養成を目的とし音樂を必須科目とする學部の用に供するもの

(2) 教科用圖書にして文部省に於て著作権を有し又は検定をなしたるものの用に供する紙
考

物稅稅法施行規則第廿六條

品稅法第十三條第一項第三號の規定に依り物品稅を免除する物品を定むること左の如し

一、二、三略

四、教育用に供するもの、但し左の各號に掲ぐる物品に限る

イ、學校教育法第一條に掲ぐる學校が其の學校に於て使用するため購入する運動具

ロ、小學校、中學校、高等學校、盲學校、聾學校若は養護學校が其の學校に於て使用するため又は教員養成を目的とし音樂を必須課目とする學部を置く大學が其の學部に於て使用するため購入するピアノ、オルガン、アコーディオン、ハーモニカ、グアイオリン、ゲイオラ、セロ、コントラバス、マンドリン、ギター、フリユート、ピッコロ、クラリネット、ホルネット、トランペット、トロンボーン、アルト、バリトン、チューバ、サクソフオーン、木琴、鐵琴、箏三絃、ドラム類、タンポリン、シンバル、カス

タネット、トライアングル、絃樂器用の絃、弓、撥、弱音器並に樂器用ケース

ハ、小學校、中學校、高等學校、盲學校、聾學校又は養護學校が其の學校に於て使用するため購入する寫眞機、映寫機、寫眞用フィルム、蓄音器、蓄音器用レコード、幻燈機、實物投影機、ラジオ聴取機、マイクrohホン、擴聲用增幅器及擴聲器

ニ、幼稚園がその幼稚園に於て使用するため購入する蓄音器、蓄音器用レコード、ピアノ及オルガン

五、略

六、教科用圖書にして文部省に於て著作権を有し、又は検定をなしたるものの用に供する紙